

航空法関係手数料令等の一部を改正する政令案新旧対照条文
 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額）

第一条 航空法（以下「法」という。）第三百三十五条第一号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円とする。

（航空機登録原簿の謄本の交付等に係る手数料の額）

第一条 航空法（以下「法」という。）第三百三十五条第一号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百七十円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律）平成十四年法律第五十一号（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）交付又は閲覧を請求する場合にあつては、千円）とする。

（航空機登録証明書等の再交付に係る手数料の額）

第四条 法第三百三十五条第十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

一 航空機登録証明書、耐空証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者 五百五十円

（航空機登録証明書等の再交付に係る手数料の額）

第四条 法第三百三十五条第十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

一 航空機登録証明書、耐空証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者 五百五十円（電子情報処理組織により航空機登録証明書又は耐空証明書の再交付を申請する場合には、五百八十円）

二 航空従事者技能証明書の再交付を申請する者 千七百五十円

二 航空従事者技能証明書の再交付を申請する者 千七百五十円（

電子情報処理組織により再交付を申請する場合には、千八百円）

（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

（運航管理者技能検定に係る手数料の額）

第七条 法第百三十五条第二十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 実地試験を受けようとする者 四万九千三百円

別表第一 (第二条関係)

納付しなければならぬ者	区分	手数料の額	一 法第	一 法の発	三百七十三万三千
			十	動機を有	
			第	するもの	
			五	(以下「	
一	飛行機	最大離陸重	一基の発	三百七十三万三千	六百元(行政手続
十		量五千七百	動機を有	六百円(行政手続	等における情報通
第		キログラム	するもの	信の技術の利用に	関する法律(平成
一		以下のもの	(以下「	十四年法律第百五	十一年)第三条第
項			単発機	一項の規定により	同項に規定する電
の			という。	子情報処理組織を	使用して(以下「
航空				電子情報処理組織	により」という。
機					

第七条 法第百三十五条第二十二号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額とする。

- 一 (略)
- 二 実地試験を受けようとする者 四万九千三百円(電子情報処理組織により実地試験を申請する場合にあつては、四万九千四百円)

別表第一 (第二条関係)

納付しなければならぬ者	区分	手数料の額	一 法第	一 法の発	三百七十三万三千
			十	動機を有	
			第	するもの	
			五	(以下「	
一	飛行機	最大離陸重	一基の発	三百七十三万三千	六百元(電子情報
十		量五千七百	動機を有	六百円(電子情報	処理組織により証
第		キログラム	するもの	明を申請する場合	申請の場合」とい
一		以下のもの	(以下「	う。)(あつては	千五百円)
項			単発機		
の			という。		
航空					
機					

三 法第 十六条 第一項 の修理 改造検 査を受 けよう とする	国土交通 省令で定	飛行機 飛行船	第一項 の型式 の航空 機 (略)	十二法第 十二條 (略)	(略)	(証明を申請する 場合)以下「電子 証明申請の場合」 という。()にあつ ては、二百七十三 万三千百円)
	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの					
	単発機	四万八千八百円	(略)	(略)	(略)	
	七十七万三千 円	(略)	(略)	(略)	(略)	

三 法第 十六条 第一項 の修理 改造検 査を受 けよう とする	国土交通 省令で定	飛行機 飛行船	第一項 の型式 の航空 機 (略)	十二法第 十二條 (略)	(略)	(証明を申請する 場合)以下「電子 証明申請の場合」 という。()にあつ ては、二百七十三 万三千百円)
	最大離陸 重量五千 七百キロ グラム以 下のもの					
	単発機	四万八千八百円 (電子情報処理組織 により検査を申請 する場合)以下「 電子検査申請の場 合」という。()に あつては、四万八 千九百円)	七十七万三千 円(電子証明申請 の場合)あつては 、七十七万三千 百円)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

者

(略)	(略)	滑空機	回転翼 航空機	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	多発機
		動力滑空機	(略)		
(略)	(略)	五万七千三百円	(略)	九万六千三百円に 、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごと とに一万千円を加算した額	九万六千三百円

者

(略)	(略)	滑空機	回転翼 航空機	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	多発機
		動力滑空機	(略)		
(略)	(略)	五万七千三百円 電子検査申請の場合 にあつては、五 万七千四百円	(略)	九万六千三百円 電子検査申請の場 合にあつては、九 万六千四百円	九万六千三百円 電子検査申請の場 合にあつては、九 万六千四百円

回転翼 航空機		飛行機		その他の 修理又は 改造をす る場合
最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの	(略)	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	単発機	四万二千二百円
			多発機	
最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの	(略)	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	五万六千五百円	四万二千二百円
最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの	(略)	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	五万六千五百円	四万二千二百円

回転翼 航空機		飛行機		その他の 修理又は 改造をす る場合
最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの	(略)	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	単発機	四万二千二百円（電子検査申請の場合にあつては、四万二千三百円）
			多発機	
最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの	(略)	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	五万六千五百円（電子検査申請の場合にあつては、五万六千六百円）	四万二千二百円（電子検査申請の場合にあつては、四万二千三百円）
最大離陸重量二千七百三十キログラムを超えるもの	(略)	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	五万六千五百円（電子検査申請の場合にあつては、五万六千六百円）	四万二千二百円（電子検査申請の場合にあつては、四万二千三百円）

騒音の実測を行う場合 機	航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機	区 分	加算する額	別表第二(第二条関係)			
				四・五(略)	(略)	滑空機	
(略)	(略)	(略)	(略)	その他の滑空機		(略)	五万千円
				(略)	(略)	(略)	

騒音の実測を行う場合 機	航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機	区 分	加算する額	別表第二(第二条関係)			
				四・五(略)	(略)	滑空機	
(略)	(略)	(略)	(略)	その他の滑空機		(略)	五万千円(電子検査申請の場合にあつては、五万二千二百円)
				(略)	(略)	(略)	

機		その他の航空	
		(略)	(略)
回転翼 航空機		最大離陸重量 二千七百三十 キログラム以 下のもの	(略)
最大離陸重量 二千七百三十 キログラムを 超えるもの	三十三万四千百 円に、二千七百 三十キログラム を超える二千七 百三十キログラ ムごとに八千九 百円(電子情報 処理組織により 証明又は検査を 申請する場合に あつては、八千	三十三万四千百 円	(略)

機		その他の航空	
		(略)	(略)
回転翼 航空機		最大離陸重量 二千七百三十 キログラム以 下のもの	(略)
最大離陸重量 二千七百三十 キログラムを 超えるもの	三十三万四千百 円(電子証明等 申請の場合にあ つては、三十三 万四千二百円) に、二千七百三 十キログラムを 超える二千七百 三十キログラム ごとに八千九百 円(電子証明等	三十三万四千百 円(電子証明等 申請の場合にあ つては、三十三 万四千二百円)	申請する場合)以 下の号におい て「電子証明等 申請の場合」と いう。にあつ ては、十一万七 千円)

航空工場整備士の資格試験	二等航空運航整備士の資格試験	(略)	一等航空整備士の資格試験	航空機関士の資格試験	(略)	(略)
五百万円	三万四千六百万円	(略)	五百万円	五万二千三百円	(略)	(略)

航空工場整備士の資格試験	二等航空運航整備士の資格試験	(略)	一等航空整備士の資格試験	航空機関士の資格試験	(略)	(略)
五百万円(電子証明申請の場合にあつては、五万二千四百円)	三万四千六百万円(電子証明申請の場合にあつては、三万四千七百円)	(略)	五百万円(電子証明申請の場合にあつては、五万二千四百円)	五万二千三百円(電子証明申請の場合にあつては、五万二千四百円)	(略)	(略)

		二 法第 二十九		条の二 第一項 の航空 従事者 技能証 明につ いての 限定の 変更を 申請す る者		
一等航空整備士の資格試験	(略)	格試験		縦士の資 格試験	事業用操 縦士の資 格試験	
		滑空機 に係る もの				(略)
		機	動力滑空 機			
三万九千八百円	(略)	上級滑空 機	二万五千四百円	四万八千円	(略)	

		二 法第 二十九		条の二 第一項 の航空 従事者 技能証 明につ いての 限定の 変更を 申請す る者		
一等航空整備士の資格試験	(略)	格試験		縦士の資 格試験	事業用操 縦士の資 格試験	
		滑空機 に係る もの				(略)
		機	動力滑空 機			
三万九千八百円 電子変更申請の場 合にあつては、三 万九千九百円	(略)	上級滑空 機	二万五千四百円 電子変更申請の場 合にあつては、二 万五千五百円	四万八千円 電子情報処理組織に より変更を申請す る場合（以下この 号において「電子 変更申請の場合」 という。）にあつ ては、四万八千二 百円	(略)	

三 了 六 (略)	(略)	航空工場整備士の資格試験	(略)	一等航空運航整備士の資格試験	(略)
					(略)
(略)	(略)	三万九千八百円	(略)	三万五百円	(略)

別表第四（第五条関係）

納付しなければならない者	一 (略)	区分	二 飛行場について法第四 十二条第一項の完成検査	ヘリポート	手数料の額	十一万五百円
--------------	-------	----	-----------------------------	-------	-------	--------

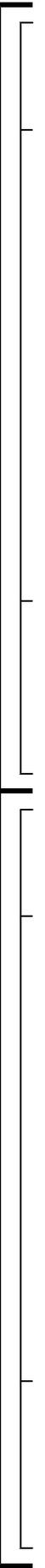
三 了 六 (略)	(略)	航空工場整備士の資格試験	(略)	一等航空運航整備士の資格試験	(略)
					(略)
(略)	(略)	三万九千八百円 電子変更申請の場 合にあつては、三 万九千九百円	(略)	三万五百円 電子 変更申請の場合に あつては、三万六 百円	(略)

別表第四（第五条関係）

納付しなければならない者	一 (略)	区分	二 飛行場について法第四 十二条第一項の完成検査	ヘリポート	手数料の額	十一万五百円 電子検査申請の
--------------	-------	----	-----------------------------	-------	-------	-------------------

納付しなければならぬ者	区分	手数料の額	別表第五（第六条関係）		を受けようとする者
			四・五（略）	三 飛行場について法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の検査を受けようとする者	
			（略）	ヘリポート	（略）
			（略）	その他の飛行場	（略）
			（略）	十九万二千三百円	九万六千七百円

納付しなければならぬ者	区分	手数料の額	別表第五（第六条関係）		を受けようとする者
			四・五（略）	三 飛行場について法第四十三条第二項において準用する法第四十二条第一項の検査を受けようとする者	
			（略）	ヘリポート	（略）
			（略）	その他の飛行場	（略）
			（略）	十九万二千三百円（電子検査申請の場合にあつては、十九万二千四百円）	九万六千七百円（電子検査申請の場合にあつては、九万六千八百円）



航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成六年政令第三百四十二号)(第一条関係)(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(改正法附則第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額)</p> <p>第一条 航空法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(附則第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、千七百五十円とする。</p>	<p>(改正法附則第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額)</p> <p>第一条 航空法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(附則第五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、千七百五十円)(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して引換えを請求する場合にあつては、千八百円)とする。</p>

改正案	現行
<p>(改正法附則第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額)</p> <p>第一条 航空法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(附則第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、千七百五十円とする。</p> <p>(改正法附則第四条第三項の規定により納付すべき手数料等の額)</p> <p>第二条 改正法附則第四条第三項(改正法附則第五条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一等航空整備士の資格に係る業務範囲の変更に係る実地試験を受けようとする場合 五万百円</p> <p>三 (略)</p>	<p>(改正法附則第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額)</p> <p>第一条 航空法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(附則第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、千七百五十円)(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)(第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して(次条第二号において「電子情報処理組織により」という。)(引換えを請求する場合にあっては、千八百円)とする。</p> <p>(改正法附則第四条第三項の規定により納付すべき手数料等の額)</p> <p>第一条 改正法附則第四条第三項(改正法附則第五条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一等航空整備士の資格に係る業務範囲の変更に係る実地試験を受けようとする場合 五万百円(電子情報処理組織により実地試験を申請する場合にあっては、五万二百円)</p> <p>三 (略)</p>